

# 精華町地域公共交通協議会設置規約

令和8年3月24日制定

## (目的)

第1条 精華町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地、精華町役場内に置く。

## (所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 本町の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。ただし、運賃・料金に関する事項は、道路運送法第9条第4項に基づき「運賃協議部会」にて別途協議を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (協議会の組織)

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第7条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告をしなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において、事前に委員からの書面による議決の了承を受けているとき。

(2) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案と認めるとき。

2 書面による議決は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定に基づく書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会は、会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、精華町事業部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行う。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年3月24日から施行する。

別表（第4条関係）

| 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条                                                          | 団体名等             |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第2項第1号の委員<br>（地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体）                                           | 精華町              |
| 第2項第2号の委員<br>（関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者<br>その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施<br>すると見込まれる者） | 奈良交通株式会社         |
|                                                                                  | 関西学研都市交通株式会社     |
|                                                                                  | 西日本旅客鉄道株式会社      |
|                                                                                  | 近畿日本鉄道株式会社       |
|                                                                                  | 京都府山城南土木事務所      |
| 第2項第3号の委員<br>（関係する公安委員会）                                                         | 京都府木津警察署         |
| 第2項第4号の委員<br>（地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地<br>方公共団体が必要と認める者）                         | 学識経験者            |
|                                                                                  | 地域住民（最大4名以内）     |
|                                                                                  | 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 |
|                                                                                  | 京都府山城広域振興局       |
|                                                                                  | 奈良交通労働組合         |